

Title	労働組合運動と労働者協同組合
Sub Title	Trade unionism and workers' co-operatives
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1986
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.6 (1986. 2) ,p.649(1)- 667(19)
JaLC DOI	10.14991/001.19860201-0001
Abstract	
Notes	中鉢正美教授退任記念特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19860201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働組合運動と労働者協同組合

黒川俊雄

はじめに

わが国の労働組合運動が「停滞」におちいつている現在、この「停滞」を「高揚」に転換させるにはどうすればよいかということが、労働組合運動に直接たずさわる人々にとってはもとより、労働運動の研究者にとっても、共通の課題となってきた。また、このような情勢のもとで「変革主体」の形成、すなわち、社会を変革する主体の形成が社会学者のあいだで重要な課題とされてきている。しかし、いずれにせよ、主体の自己変革なしには、これらの課題を解決することはできない。労働組合の自己変革なしには、労働組合運動を今日の「停滞」から「高揚」へ転換させることはできないし、ましてや「変革主体」の形成も、主体の自己変革なしにはありえないと思われる。

労働組合の自己変革のためには、労働運動が「飛躍」と「漸進」との弁証法的統一であり、いずれか一面だけをとりえて理論化し、他の面を否定してしまうか、軽視してしまうようなことのないようにしなければならない。というのは、労働運動を、理想のものさしではからずに、普通の人間の実践的活動として考察するならば、運動が成長していく過程のなかで、運動の「高揚」「飛躍」によって人間が自己変革をとげる契機をあたえられるとしても、その自己変革を保障する「漸進」、いかえれば「こまごまとした活動」⁽¹⁾なしには、人間は自己変革をとげることができないからである。

ここで「こまごまとした活動」というのは、たえず新しい労働者が運動に参加し、また、長い間運動にたずさわってきた労働者が古くさい見解や古くさい方法に固執しがちであるかぎり、学習活動もその一つであるが、労働者の多様化する諸欲求を理解し、それを充足させるための企画をつくりだし、それを着々と実現していく活動である。このような活動は、労働者の諸欲求を権利としての諸要求に具体化し、経営者や経営者団体、地方自治体、政府などに対して、これらの諸要求を実現させるために闘うという「対外的運動」に対して、宮本憲一氏等の表現を借りれば、「内発的運動」⁽²⁾であり、現代流行の表現方法をとれば、「ハードな運動」に対する「ソフトな運動」であると

注(1) レーニン「ヨーロッパの労働運動における意見の相違」(『レーニン全集』16巻、大月書店版、366ページ)。

(2) 宮本憲一著『都市をどう生きるか——アメニティへの招待——』小学館版、参照。

もいえよう。

さて、このような運動の一つとして、すなわち、労働者の多様化する諸欲求を充足させるための活動として、ヨーロッパ先進諸国でいま発展しつつある労働者協同組合運動こそ注目されるべきであろう。それは、消費・流通だけでなく、生産、金融・保険、多様なサービス、文化の領域にまで及び、政党や労働組合の運動と結びつき、社会変革の展望のなかに位置づけられてきている。しかもそれは、たんに労働者の諸欲求を充足させるだけでなく、地域住民の諸欲求をも充足させることによって、地域共同体を変革しつつ、労働組合運動を発展させるようになってきている。

ヨーロッパ先進諸国の労働組合運動は、その最初の発展において、協同組合運動と結びついていた。ところがわが国では、戦前の天皇制による徹底的な弾圧によって、労働組合運動はもとより、生活協同組合運動さえも潰滅させられ、戦時中産業報国会の企業別組織に吸収されていったので、戦後、労働組合運動が企業別・事業所別組織を単位として復活されざるをえなかっただけでなく、再生された生活協同組合運動などとの結びつきさえもほとんどないままに現在にいたっている。このような弱点を克服することこそが、わが国の労働組合運動を今日の「停滞」から「高揚」へ転換させるために必要であると思われる。

そこで本稿は、まずわが国の労働組合それ自体の組織的弱点とその克服の方向を、ヨーロッパ先進国の労働組合との比較によって明らかにし、次に、このわが国労働組合の組織的弱点を克服する上で、協同組合運動がどのような役割をはたしうるかについて考察するために、ヨーロッパ先進諸国の協同組合運動、とくに労働者協同組合運動の歴史と現状に論及し、わが国における労働者協同組合の芽生えにも注目しておくことにする。

1

一国の労働組合運動は、いかなる指導理論の潮流が支配的となるかによって左右される。このことはいうまでもないが、それだけではなく、それと必ずしも無関係ではないとはいえ、労働組合が、主としていかなる組織形態を単位とし、いかなる団結の原理にもとづいているかという組織的特徴によっても、労働組合運動は左右されがちである。そして一国の労働組合の組織的特徴は、現在では、その国のナショナルセンター、労働組合の全国的中央組織の性格のちがいとなってあらわれている。

ナショナルセンターが産業別組織によって構成されている点は、わが国もヨーロッパ先進諸国もちがいはない。ところがこのナショナルセンターの性格のちがいを生み出すのは、そのナショナルセンターを構成する産業別組織のちがいである。戦後わが国の産業別組織のほとんどは、団体交渉権をもつ企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」にすぎないが、ヨーロッパ先進諸国の産

労働組合運動と労働者協同組合

業別組織のほとんどは、産業別・職種別の地域別単位組合が全国的に連合した組織であり、団体交渉権をもっている。しかもわが国の企業別・事業所別単位組合の団結の原理は、同一企業に正規に雇用されている労働者が団結するという原理であり、正規に雇用されていない臨時工やパートタイマーその他の労働者の加入を認めないが、ヨーロッパ先進諸国の産業別・職種別の地域別単位組合の団結の原理は、どの企業にどんな形で雇用されているかにかかわらず、同一産業または職種で働く、共通の利益をもつ労働者が、企業の枠をこえて、地域的に団結するという原理である。

もちろん、団結の原理といっても、それは、組合活動の習慣となり、組合員の伝統的モラルとなってきたものである。フランス、イタリア、イギリスなどのばあい、一職場、一企業の労働者の問題でも、すべて、職場委員を通じて、同一地域の、企業の枠をこえた支部組織（フランス、イタリアではサンジカ、イギリスではブランチと呼ばれる）によって、まず同一地域の同一産業・同一職種の労働者共通の問題としてとりあげられ、必要とあれば、さらに同一地域の他の産業・他の職種の労働者の支援を受けるようにされ、さらには、全国的に支援を受けるようにもされるので、職場の労働者に企業意識がはいりこむ余地が少ない。これは、組織形態として、地域の支部組織が、他の産業・他の職種の支部組織といっしょに地区組織をつくるとともに、産業別の全国組織に加盟し、この産業別組織によってだけでなく、前者の地区組織によってもナショナルセンターが構成されているばあいが多いことにもとづいている。また、それゆえに、ナショナルセンターは、イタリア、フランスなどのように、闘う方針をとっているばあい、各地域の職場の労働者の自主的な闘いを尊重することになり、イギリスなどのように、ナショナルセンターが闘わない方針をとっていても、各地域の職場の労働者の自主的な闘いを抑えようとしても、容易に抑えられないということになる。これは、労働者一人ひとりの自主性にもとづいて連帯行動を発展させやすいように組織形態ができていているからである。

ところが、最近ではこのような各地域の支部組織だけでは、職場の労働者の自主的な闘いを発展させることが困難になってきた。というのは、資本の集中、企業の巨大化、産業構造の変化にとともない、かつてはある企業が、その企業・事業所の周辺地域に住んでいる労働者を雇っていたのに、あちこちの居住地域に散らばっている労働者を雇うようになり、きわめて遠隔の地域から通勤して来る労働者を雇うようになってきた上に、労働者の欲求がきわめて多様化してきたからである。

そこでヨーロッパ先進諸国でも、労働組合の企業別・事業所別組織がつくられるようになった。フランスでは、ナショナルセンターのCGTで、地域の支部組織であるサンジカに所属する組合員が企業内の事業所にセクションをつくり、このセクションで選出された職場委員を中心に職場活動が展開され、大企業では企業別のサンジカがつくられるようになった。イタリアでは、自然発生的に職場労働者によってつくられた工場評議会が、3つのナショナルセンターであるCGIL, CISL, UILの組織労働者と未組織労働者とを組織することになった。また、イギリスでは、すで

に早くから、ナショナルセンターのTUCの意志に反してではあるが、職場委員=ショップ・ステュアードの指導のもとに職場労働者の自主的な闘いが展開され、いわゆる「非公認」ストライキがおこなわれてきている。

とはいえ、これらの企業別・事業所別組織が資本と癒着する傾向を防止する役割をはたすものとして地区組織が新たにつくられている。フランスでは、大企業以外の企業の組合員を組織する地域別サンジカと、大企業の企業別サンジカとが地区連合で連帯行動をとるようにナショナルセンターが構成されてきており、イタリアでも工場評議会の地区連合がつくられて、組織の企業別分断が阻止されるようになってきている。また、イギリスのばあいにも、支部組織(ブランチ)をこえて、職場委員を組合地区委員会に所属させ、職場委員の団体交渉事項や闘争形態の問題が地区委員会全体の問題として討議され、処理されるようになってきている。

しかも、ヨーロッパ先進諸国の企業別・事業所別組織は、労働者個人がどの産業別・職種別の地域別単位組合に加入するか、あるいはそれから脱退するかを自主的・選択的判断によって決めることによって、組織されている。ところがわが国の企業別・事業所別単位組合は、会社採用されると自動的に組合員となり、組合費を給料から天引きされ、会社から退職すると自動的に組合員資格を失うというのが特徴となっている。もっとも、わが国でも、官公労働組合のばあい、そうではないし、民間私企業でも、会社側の分裂攻撃などによって企業内に複数の組合があるばあいには、労働者が、会社の支配介入のもとではあれ、どの組合に加入するか、加入組合から脱退するかを、多かれ少かれ自主的に選択しなければならない。

それはともかくとして、労働者個人の自主的選択による加入の原則に立っているヨーロッパ先進諸国の企業別・事業所別組織のほうが、会社採用によって自動的に労働者が加入する原則に立っているわが国の企業別・事業所別単位組合よりは、資本と癒着しにくいことは明らかである。ヨーロッパ先進諸国では、その上に、すでにのべたように、地区連合などの地区組織をつくって、資本と癒着する傾向や、企業別に分断されるのを阻止しているのである。

ところが、わが国では、同一企業に正規に雇用されている労働者が団結するという原則にもとづく企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」にすぎない産業別組織によってナショナルセンターが構成されているので、企業別・事業所別単位組合、とくに巨大企業連では、資本、とくに独占資本が、職制層の支援で職場組織を掌握しやすく、いわゆる会社派組合幹部の台頭によって、その支配下におかれやすく、産業別組織さえも、資本、とくに独占資本、さらには、政府と癒着しやすい。そしてこのような産業別組織から成り立っているナショナルセンターもいわゆる会社派組合幹部によって動かされやすくなるのである。

わが国にも、地区労、県評などのような地区組織、地方組織があるが、以上のように、企業別・事業所別単位組合や産業別組織が、いわゆる会社派組合幹部によって動かされやすく、資本、とく

に独占資本と癒着しやすいのを阻止するような存在とはなっていない。

しかも企業の枠をこえた団結や行動の経験の乏しい職場労働者も企業意識にとりつかれやすい。それゆえ、たとえ職場で、ある労働者が自主的な闘いをおこしたとしても、企業の枠の中にとどまり、企業別・事業所別単位組合、巨大企業連のいわゆる会社派幹部がそれを抑えつけやすい。またそうではなくて、ある企業別単位組合の幹部が職場労働者の自主的な闘いを尊重し、発展させようとしたばあいでも、ナショナルセンターはもとより、産業別組織も、いわゆる会社派組合幹部に動かされやすいために、その職場労働者の自主的な闘いを重視して支援を拡大していくことが困難な組織状況にある。⁽³⁾

わが国のナショナルセンターは、以上のべてきたような組織的弱点をかかえてきているからこそ、戦後の労働組合運動において数多くの困難に直面してきたのである。

戦後事実上アメリカの単独占領下にあった時期の労働組合運動において、全日本産業別労働組合会議（産別）が主導的な役割をはたしていたときにも、以上のような組織的弱点を克服しきれないままに、産別は、「政治的ひきまわし」などといわれる指導上の誤りを指摘される困難な闘いを強いられ、GHQ・アメリカ占領軍当局の「レッド・パージ」にいたる徹底的な弾圧と、分裂策動による職制層を通じての「民主化同盟」（「民間」派の育成をゆるし、この「民同」派と総同盟を結集して日本労働組合総評議会（総評）を、高野実総評事務局長自身が後に指摘したように「GHQの道具」として上から結成することをゆるしたのである。

ただ、それ以来日本の労働組合運動の主導権は産別から総評に移ったとはいえ、日本の労働者大衆は、戦後「長い眠りから呼び起こされ」、いきなり民主主義革命という「きわめて重大な問題に直面させられた」という未熟さだけでなく、企業別・事業所別組織を単位とする形態から企業意識にとりつかれやすいという弱点をもっていたにもかかわらず、すでに戦後のきびしい闘いの経験を経て階級的に成長してきたかぎり、たちまち総評の方針を、アメリカ占領軍当局の意に反して、変更させることになった。そして高野事務局長が強力な指導性を発揮しておこなった「家族ぐるみ・町ぐるみ」で闘うという、いわゆる「ぐるみ闘争」は、職場に根をはった活動家を中心に、労働者の主婦をはじめとする家族の会とともに、また、他産業労働者や地域住民の支援を受けて、「合理化」と闘うというものであり、明らかに、企業別・事業所別組織を単位とするわが国労働組合の弱点を補強しようとするものであった。当時「幹部闘争から大衆闘争へ」というスローガンもかけられ、「ぐるみ闘争」は、たしかに労働者一人ひとりの自主性にもとづく連帯性に依拠して闘いをすすめようとしたけれども、地域住民の欲求・要求をとらえて共に闘うということなしに、支援を求めるにとどまり、「企業城下町」などといわれる古い地域共同体を民主的に変革するところまではいかなかったし、企業別・事業所別組織を単位とするわが国労働組合の弱点を地域共闘によって

注（３） 中村賢二郎著『現代労働組合組織論』労働旬報社刊、参照。

克服することにもならなかった。それゆえ活動家はかれらに対する会社側の集中攻撃によって孤立させられ、結局労働組合側の敗北に終る闘いが多かった。

そこでこの高野方式の指導方針に対して、賃金要求を中心とする産業別統一闘争の展開をはかるべきであるという批判が加えられ、「ぐるみ闘争」敗北の原因を克服するために、企業の枠をこえて活動家を政党、思想・信条をとわず強力に結集することや、内容のある地域交流、地域共同行動、地域統一闘争を発展させることなどはかえりみられずに、「ぐるみ闘争」＝民族闘争を強調する国民的統一戦線方式の高野ラインから、総資本と総労働の対決を唱えて賃上げ要求を中心とする産業別統一闘争の重視を主張する太田(議長)＝岩井(事務局長)ラインに転換した。そして企業別・事業所別単位組合を足場としながら、賃上げ要求を中心とする産業別統一闘争を、全国一斉に毎年春季におこなう「春闘」をはじめることになったのである。

この「春闘」は、やはり企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」という弱点を補強するものであり、日本経済の「高度成長」過程において、強化化した「国家独占資本主義体制」に対応して一定の成果をあげることになった。しかしナショナルセンターが、スケジュールをつくり、このスケジュールにしたがって企業内・事業所内賃上げ交渉を一時期に集中しておこない、ストライキをはじめとする争議行為を一斉におこなうために、産業別組織が「指令」によって闘いをすすめることになったので、財界・政府にもあらかじめスケジュールの中の「山場」を読みとられて対策を立てられるような、いわゆるスケジュール闘争の弱点を露呈し、また、職場や地域の労働者一人ひとりの自主性にもとづく連帯性を無視した「指令」による闘いという組合民主主義に反する弱点をつくりだした。しかもあくまで企業内・事業所内賃上げ交渉にとどまっているかぎり、企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」にすぎない産業別組織の弱点を克服することにもならなかった。

その上、「合理化」とひきかえに賃上げを要求するものという「春闘」批判が総評内にもあったように、「合理化」との闘いを、高野方式の批判を通じて、強化発展させるナショナルセンターとしての指導方針を確立することができなかった。それゆえ安保闘争とともに闘われた三井三池炭鉱労働組合の「合理化」反対闘争も、職場闘争が強力にすすめられたとはいえ、地域共闘が強力に展開されず、全国からかけつけた37万人に及ぶ他産業労働者の協力を受け、海外の労働者からも支援されながら、三井炭鉱労働組合連合会(三鉱連)の他の五山の労働組合が共闘にたちあがらないまま、中労委の斡旋案を労働組合側が受諾し、会社側の1,200人の指名解雇を認めざるをえなかった。

このようにして日本経済の「高度成長」過程で「春闘」がつづけられ、1970年代になってからは、「春闘」は「国民春闘」と呼ばれるようになったが、実体はその呼び名の通りにはなりきれず、すでにのべたように、企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」という産業別組織の弱点から、独占資本と職制層が癒着して職場組織を掌握し、会社派組合幹部が台頭して、企業別単位組合はもとより、産業別組織もその支配下におかれるようになった。このような動向を土台にしてナショナル

労働組合運動と労働者協同組合

ルセンターレベルで「労働戦線統一」と称する労働戦線の再編が上からすすめられ、日本経済の「高度成長」破綻後、労働組合は「合理化」とたたかえなくなってきたばかりでなく、「春闘」における賃上げ闘争も「経済整合性」論による低い要求を出しながら10連敗を喫し、労働戦線の再編による全民労協の結成により、総評もふくめてナショナルセンターは、「合理化」と闘う方針さえもかかげなくなってしまった。

このような結果を典型的に示す例としてあげられるのは、1978年の沖電気の指名解雇と1983年の池貝鉄工の指名解雇である。沖電気の71名の指名解雇に対して、労働組合側はなすところなく敗北し、電気労連（産業別組織）も、中立労連（ナショナルセンター）もまったく動かなかった。それゆえ指名解雇された労働者は、沖電気争議団を結成して全国的な支援を受けて闘いつづけ、東京地裁の職権による和解勧告によって和解交渉がつづけられ、会社側に指名解雇撤回の解決案を提示させるところまできており、争議団の全員職場復帰の要求をふまえて、さらに和解がすすめられることになってきている。また、池貝鉄工の指名解雇も、会社側がインフォーマルグループを使っているままで闘ってきた全国金属池貝鉄工支部執行部を奪取させた上で、経営危機打開の人員整理を口実に旧執行部をふくむ活動家をねらって38名を指名解雇の対象にし、変質した池貝鉄工支部執行部は被解雇者をまもるところか、組合の統制を乱したとして統制処分にし、全金神奈川地本（地方組織）も、全金中央（産業別組織）も、池貝支部の態度に同調し、支部の統制に服さないかぎり、解雇反対を支援できないと被解雇者団の要請を拒否したのであり、総評（ナショナルセンター）もまったくかわらないことになっている。しかし被解雇者団は、全国各地の労働者の支援を受けて闘いつづけ、神奈川県労委に指名解雇を不当労働行為とする救済命令を出させるところまできている。

「春闘」において執行部が「指令」によって闘いをすすめてきた産業別組織が、資本＝会社によって変質させられてしまった企業別単位組合＝「支部」に対して無力になってしまうという、一見矛盾と思われる現象は、まさに企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」という産業別組織の弱点をあらわしている。そしてこのような産業別組織によって構成されているわが国のナショナルセンターもまったく無力であり、独占資本＝巨大企業と癒着した会社派組合幹部によって産業別組織はもとより、ナショナルセンターも支配されやすく、それが現実化したばあい、どのようなことがおこるかを、沖電気や池貝鉄工の事例は如実に示している。

以上のべてきたように、わが国の労働組合・ナショナルセンターは、現実において組織上の弱点をもっている。この弱点を克服する方法の一つとして、企業別・事業所別単位組合が、資本、とくに独占資本と癒着しやすく、企業別・事業所別に分断されやすいのを防止する手段の一つである地域組織・地方組織を確立する必要がある。しかし、すでにのべたように、団結の原理は、組合活動の習慣となり、労働者の伝統的モラルとなってきたものである。したがって、このような習慣とモラルを改めてつくりだす行動が必要であるかぎり、企業の枠をこえた地域組織・地方組織を確

立するためには、形式だけでなく内容のある地域交流、地域共同行動、地域統一闘争を発展させ拡大させていくことが必要である。そこでこの内容のある地域交流・地域共同行動・地域統一闘争を発展させる上で、ヨーロッパ先進諸国で大きな意味をもっていると思われる協同組合運動、とくに労働者協同組合運動の歴史と現状を考察してみることにしよう。

2

ヨーロッパ先進諸国では、長い間無視されていた労働者協同組合が、第2次世界大戦後、1950年代になってから復活され、発展途上国でも設立されはじめた。そして1970年代資本主義諸国の構造的危機のもとで急速に増大しはじめた。それは、労働者が深刻な失業問題に直面して、雇用を創出し、労働者・地域住民の多様な欲求を充足するために、消費、流通、生産、金融、保険、サービス、文化などの領域にわたる各種の事業活動をおこなうようになってきており、労働組合と地域的に結びつくことによって、内容のある地域交流、地域共同行動、地域統一闘争を展開するようになってきている。そして独占資本の支配に対して、労働者・地域住民の相互扶助と連帯、自主管理、民主的管理、経済民主主義をめざす運動を展開するようにもなっている。

このような労働者協同組合の現状を考察するために、少し時代をさかのぼってヨーロッパ先進諸国における協同組合運動の歴史的発展のなかで、労働者協同組合の盛衰を概観してみることにしよう。

イギリスをはじめとするヨーロッパ先進諸国の労働組合が、職人たちの相互扶助の組織、共済組織を土台にして発生し、イギリスでは、団結禁止法下で、「友愛組合」という偽装のもとに、労働組合が存続したことは、周知のところであり、団結禁止法廃止後協同組合運動が発展しはじめたが、産業革命の進行過程で貧困化した労働者が、ロバート・オウエン等の協同原理にもとづく共同体建設の理想を思想的源流として、マンチェスターの北ロッチデールに1844年「公正な開拓者の組合」(Society of Equitable Pioneers)を創設したのが協同組合運動のはじまりであった、とされている。それは、最初消費協同組合であったが、やがて拡張されて、協同組合的生産施設をも設立した。

しかしこのロッチデール方式は、生産協同組合運動としてよりも、消費協同組合運動として、イギリスだけでなく、ドイツ、オーストリア、スイス、オランダなどの諸国に普及した。フランスでは、1835年リヨンの繊維労働者によって最初の消費協同組合が設立され、イタリアでも1854年にトリノの職工組合連合によって共同店舗がつくられたが、その後これらの国でも、やはりロッチデール方式の消費協同組合運動が発展するようになった。また、産業革命がおくれてはじまった北ヨーロッパ諸国でもロッチデール方式の消費協同組合運動がおくれて開始され、発展するようになってきた。⁽⁴⁾

注(4) Sidney & Beatrix Webb, The Consumers' Co-operative Movement. (山村喬訳「消費協同組合運動」)参照。

労働組合運動と労働者協同組合

このように、ロッチデール方式の消費協同組合運動がヨーロッパ諸国に普及し発展してきたなかで、もう一つの源流として1840年代のシュルツェ・デーリッチとライファイゼンの影響によって信用協同組合による農業協同組合の発展が、イギリス以外の、ドイツをはじめとする西ヨーロッパ諸国にみられたが、フランス、イタリアなどでは、フーリエやサン・シモンの影響のもとに労働者生産協同組合がいちはやく芽生えて迂余曲折を経て発展してきたし、とくにイギリスでは、労働者による協同組合工場が19世紀後半になって設立されるようになってきていた。そこで、カール・マルクスは、当初労働者生産協同組合にはむしろ批判的であったように思われるが、このような労働者生産協同組合、協同組合工場に眼をつけるようになり、1860年になってから、その論文のなかでこれに論及し、国際労働者協会の文書のなかでこれを高く評価するようになった。そして『資本論』のなかでもマルクスはしばしば論及するようになった。

マルクスは、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』1860年8月6日号に無署名で執筆した「イギリス工場制工業の状態」という一文の中で、次のように「協同組合工場」に言及している。

「アレクサンダー・レッドグレーヴ氏とサー・ジョン・キンケードの報告書でなによりもきわだって興味ある部分は、ランカシャーと、そしてある程度までヨークシャーにおける工場の設立と運営とを目的とする協同組合の発展と拡張とにかんするところである。これらの協同組合は、有限責任会社法の通過後に増加したものであるが、ふつう労働者からなりたっている。各組合は1万ポンド以上の資本を持ち、資本は5ポンドと10ポンドの株に分割されており、組合は応募資本にたいする一定の比率で借入れをする権限をもっている。借入金は労働者や、それと同じような階級の人たちの小口貸付からなりたっている。たとえばベリでは、そこで建設ずみの、およびなお建設中の協同組合工場を操業させるためには、30万ポンド以上が必要とされるであろう。綿紡績工場では、紡績工や〔そこで〕雇われている人々が、しばしばその同じ工場の株主であり、賃金のために働き、また自分の株にたいする利息を受け取っている。綿織物工場ではしばしば組合員が織機を賃借りして、それをはたらかせている。自分で企業を始めるのにたいした資本を必要としないために、これは労働者にとっては魅力がある。彼らは織機にすぐかけられる紡糸を買い入れて、布を織る。これで製造の作業は完了する。さもないければ、彼らは取引相手のいずれかの工場主から紡糸を受け取り、織布を彼にかえすのである。しかしこの協同組合制度は綿紡績と綿織布とにかぎられるものではない。この制度は、小麦粉、食料品類、反物などのようなさまざまな消費物資の商業にもおよぼされている。

次の報告は、サー・ジョン・キンケードの部下の監督官補佐のひとりであるパトリック氏の作成したものであるが、この新しい工場所有制度の発展にかんする若干の貴重な資料をふくんでいる。⁽⁵⁾
「どうやらこの制度は次の工業恐慌できびしい試練を受けることになるだろう。」

注(5) K. Marx = F. Engels Werke (=MEW) Band 15, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin 1961, S. 82~84, 大月書店版訳書, 77~79ページ。

マルクスは、このように協同組合工場が工業恐慌に直面する試練を最後に指摘して、「若干の貴重な資料」をふくんでいる「報告」をかかげている。

このように協同組合工場をむしろ客観的にみるようになったマルクスは、その後1864年9月28日の『国際労働者協会創立宣言』のなかでは、「協同組合工場」「協同労働の制度」を次のように高く評価するようになった。

「所有の経済学にたいする労働の経済学のいっそう大きな勝利が、まだそのあとに待ちかまえていた。われわれが言うのは、協同組合運動のこと、とくに少数の大胆な「働き手」が外部の援助をうけずに自力で創立した協同組合工場のことである。これらの偉大な社会的実験の価値は、いくら大きく評価しても評価しすぎることはない。それは、議論ではなくて行為によって、次のことを示した。すなわち、近代科学の要請におうじて大規模にいとまされる生産は、働き手の階級を雇用する主人の階級がいなくてもやっていけるということ、労働手段は、それが果実を生みだすためには、働く人自身にたいする支配の手段、強奪の手段として独占されるにはおよばないということ、賃労働は、奴隷労働と同じように、また農奴の労働とも同じように、一時的な、下級の形態にすぎず、やがては、自発的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労にしたがう結合労働に席をゆずって消滅すべき運命にあるということ、これである。イギリスで協同組合制度の種子を播いたのは、ロバート・オーエンであった。大陸で労働者が試みた諸実験は、事実上、1848年に——発明されたのではなくて——声高く宣言された諸理論から生まれた実践的な帰結であった。

それと同時に、1848年から1864年にいたる期間の経験は、次のことを疑う余地のないまでに証明した。すなわち、協同労働は、原則においてどんなにすぐれていようと、また実践においてどんなに有益であろうとも、もしそれが個々の労働者の時おりの努力という狭い範囲にとどまるならば、独占の幾何級数的な成長をおさえることも、大衆を解放することもけっしてできないし、大衆の貧困の負担を目だって軽減することさえできないということである。もっともらしい口をたたき貴族や、中間階級の博愛主義的饒舌家や、さらにはぬけめのない経済学者までが、以前には夢想家のユートピアだといって嘲笑したり、社会主義者の聖物冒瀆という非難をあげせたりして、協同労働の制度を若芽のうちに摘みとろうとしてさんざんむだぼねをおったのに、いま彼らが突然に、その同じ協同労働の制度に胸のわるくなるようなお世辞をならべたてているのは、おそらく、まさにこの理由によるものだと思われる。勤労大衆を救うためには、協同労働を全国的規模で発展させる必要があり、したがって国民の資金でそれを助成しなければならない。しかし、土地の貴族と資本の貴族は、彼らの経済的独占を守り永久化するために、彼らの政治的特権を利用することを常とする。今後も彼らは、労働の解放を促すことはおろか、労働の解放の道にあらゆる障害をよこたえることをやめないであろう。[イギリス]議会の前会期でパーマストン卿が、アイルランド小作権法案の支持者を冷笑してやりこめたことを思いおこしてみたまえ。下院は土地所有者の議院なのだ、と彼

労働組合運動と労働者協同組合

は叫んだのである。したがって、政治権力を獲得することが、労働者階級の偉大な義務となった。労働者階級はこのことを理解したようにみえる。なぜなら、イギリス、ドイツ、イタリア、フランスで、同時に運動の復活が起こり、労働者党の政治的再組織のための努力が同時になされているからである。⁽⁶⁾」

マルクスは、このなかで、「協同組合工場」・「協同労働の制度」が「個々の労働者の時折の努力という狭い範囲にとどまっているならば」独占の成長をおさえることも、大衆を解放することも、大衆の貧困の負担を目だって軽減することさえも決してできないだろうとしたうえで、政治権力がこのようなことをなしとげようとする道に障害を横たえることをやめないという理由で、政治権力の獲得を主張するようになっている。

こうして1867年2月20日付および3月13日付の『ザ・インターナショナル・クリア』に連載された『個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示』の中では、「労働組合、その過去、現在、未来」の前に「5. 協同組合労働」として、次のように、「協同組合労働」について「一般原理」を明らかにするようになった。

「国際労働者協会の任務は、労働者階級の自然発生的な運動を結合し、普遍化することであって、なんであろうと、空論的な学説を運動に指示したり押しつけたりすることではない。したがって、大会は特殊な協同組合制度を唱道すべきではなく、若干の一般原理を明らかにするだけにとどめるべきである。

(1) われわれは、協同組合運動が、階級敵対に基礎をおく現在の社会を改造する諸力のひとつであることを認める。この運動の大きな功績は、資本にたいする労働の隷属にもとづく、窮乏を生みだす現在の専制的制度を、自由で平等な生産者の連合社会という、福祉をもたらす共和的制度とおきかえることが可能だということを、実地に証明する点にある。

(2) しかし、協同組合制度が、個々の賃金奴隷の個人的な努力によって作りだせる程度の零細な形態に限られるかぎり、それは資本主義社会を改造することは決してできないであろう。社会的生産を自由な協同組合労働の巨大な、調和ある一体系に転化するためには、全般的な社会的変化、社会の全般的条件の変化が必要である。この変化は、社会の組織された力、すなわち国家権力を資本家と地主の手から生産者自身の手に移す以外の方法では、決して実現することはできない。

(3) われわれは労働者に、協同組合商店よりは、むしろ協同組合生産にたずさわることを勧める。前者は現在の経済制度の表面にふれるだけであるが、後者はこの制度の土台を攻撃するのである。

(4) われわれは、実例と教導との双方によって、言い換えれば、新しい協同組合工場の設立を促進することと、また説明し説教することとの双方によって、協同組合の原理を宣伝するために、すべての協同組合がその共同収入の一部をさいて基金をつくることを勧告する。

注(6) MEW, Band 16, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 11~12, 大月書店版訳書, 9~10ページ。

(6) 協同組合がふつうの中間階級的株式会社(sociétés par actions)に墮落するのを防ぐため、協同組合に働くすべての労働者は、株主であってもなくても、平等の分けまえを受け取らなければならない。たんに一時的な便法として、低い率の利子を株主に支払うことには、われわれも同意する。(7)

ここでマルクスは、協同組合労働が、資本主義社会を改造する諸力の一つとして、新しい社会におきかえる可能性を実地に証明する実験としての価値があること、⁽⁸⁾協同組合労働を「巨大な、調和ある一体系」に転化するには、国家権力の移行が不可欠であること、協同組合は流通よりも生産に

注(7) NEW, Band, 16, Dietz Verlag, Band, 1962, S. 195~196, 大月書店版訳書, 194~195ページ。

(8) この点についてマルクスは『資本論』の各所でのべている。

「イギリスの俗物新聞、『スペクテータ』の1866年5月26日号の報ずるところでは、『マンチェスター針金製造会社』で資本家と労働者との一種の共同出資制が採用されてから、『第一の結果は、にわかに浪費が減少したことだった。労働者たちは、彼ら自身の財産をだれかほかの企業家の財産よりもひどく浪費するべき理由をもたなかったからである。そして、おそらく材料の浪費は悪質の債務に次いで事業の損失の最大の源泉であろう。』この新聞は、ロッチデール協同組合の実験の根本欠陥として次のようなことを発見している。『これらの実験は、労働者の組合が売店や工場やほとんどすべての形の産業を成功裡に管理することができるということを示したし、また労働者の状態を大いに改善もしたが、しかし、そのとき、それは雇い主のためのあいた席を残さなかったのである。』なんとという恐ろしいことだろう！[Quelle horreur!](MEW, Band 23, Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie. Erster Band. Buch I: Der Produktionsprozeß der Kapitals. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1962, S. 351, 大月書店版訳書, 435ページ)

「資本主義的生産それ自身は、指揮の労働がまったく資本所有から分離して街頭をさまようまでにした。だから、この指揮労働が資本家によって行なわれる必要はなくなった。音楽指揮者がオーケストラの楽器の所有者であることは少しも必要ではないし、彼が他の楽士たちの『賃金』になにかのかかわりをもつということも指揮者としての彼の機能には属しない。協同組合工場は、資本家が生産の機能者として余計になったということを証明しているが、それは、資本家自身が、最高の完成に達すれば、大土地所有者を余計だと思ふのと同様である。資本家の労働が、単に資本主義的な生産過程としての生産過程から生ずるものでなく、したがって資本とともにおのずからなくなるものでないかぎりでは、またそれが他人の労働を搾取するという機能に限られるものでないかぎりでは、つまり、それが社会的労働としての労働の形態から生じ、一つの共同の結果を生むための多数人の結合と協業とから生ずるかぎりでは、この労働は資本とはかかわりがないのであって、それは、ちょうどこの形態そのものが、資本主義的な外皮を破ってしまえば、資本とはかかわりがないのと同様である。もしも、この労働は、資本家の労働として、資本家の機能として、必要だ、と言うならば、その意味するところは、資本主義的生産様式の胎内で発展した諸形態を俗物はその対立的な資本主義的な性格から分離し解放して考えることができないということにほかならないのである。貨幣資本家にたいしては産業資本家は労働者ではあるが、しかし、資本家としての、すなわち他人の労働の搾取者としての、労働者なのである。この労働の代償として彼が要求し取得する賃金は、取得した他人の労働の量とちょうど同じであり、また、彼が搾取に必要な骨折りを自分で引き受けるかぎりでは、直接にこの労働の搾取度によって定まるのであって、この搾取のために彼にとって必要な努力、そして彼が適当な支払と引き換えに管理者に転嫁することができる努力の程度によって定まるのではない。どの恐慌のあとでもイギリスの工場地帯でよく見受けられるのは、以前の工場主たちが前には自分のものだった工場を、今では、しばしば自分の債権者でもある新しい所有者の管理人として*、安い賃金で監督しているということである。」

* 私が知っている一つの場合には、1868年の恐慌のあとで、ある破産した工場主は、彼自身の以前の労働者たちに雇われた賃金労働者になった。すなわち、工場は、破産してから一つの労働者協同組合によって引き継がれ、以前の所有者は支配人として雇われたのである。——F・エンゲルス

「管理賃金は、商業的管理者にとっても産業的管理者にとっても、企業者利得からまったく分離して現われるのであって、労働者の協同組合工場でも資本家の株式企業でもそうである。企業者利得からの管理賃金の分離は、他の場合には偶然的に現われるが、ここでは恒常的である。協同組合工場の場合には監督労働の対立的な性格はなくなっている。というのは、管理者は労働者たちから給与を受けるのであって、労働者たちに対立して資本を代表するのではないからである。一般に株式企業——信用制度とともに発展する——は、機能としてのこの管理労働を、自己資本で

労働組合運動と労働者協同組合

たずさわるほうが、資本主義制度の土台を攻撃するという意味で、すぐれているということ、など基本的な原理を指摘するようになった。そして事例と教導との双方によって協同組合の原理を宣伝するために、協同組合の共同収入の一部をさいて基金をつくことと、協同組合が資本主義的株式会社に墮落するのを防ぐために、労働者が、株主であろうとなかろうと平等な分けまえをうけとり、一時的な便法として低い率の利子を株主に支払ってもよいこと、という実務的な原理を指摘するようになった。

このようなマルクスの指摘をどのように評価するかは、きわめてむずかしい。しかしマルクスが協同組合生産を勧めてから、イギリスでは、1882年に協同組合生産連合（CPF）が結成され、その後、1893年まで労働者生産協同組合が13から113に増加し、この間に協同組合同盟（CU）が1889年に結成されたことから推察すれば、労働者生産協同組合運動が少なくともこの時期には発展したものである。しかしイギリスでは、ウェッブ夫妻の消費者民主制の主張に影響されて、協同組合運動は、むしろ消費協同組合運動として展開され、20世紀にはいって労働者生産協同組合運動は衰退してきたものと推測される。

とはいえ、国際協同組合同盟（ICA）が、1895年にロンドンで第1回大会を開き、1980年モスクワで第27回大会を開くにいたるまで、協同組合運動は、イギリスをはじめとするヨーロッパ先進

であろうと借入資本であろうと資本の所有からはますます分離して行く傾向がある。それは、ちょうど、ブルジョア社会の発展につれて裁判や行政の機能が、封建時代にこれらの機能を自分の属性としていた土地所有から分離して行くようなものである。」

「イギリスの協同組合工場の公開の収支計算書* によって見れば、これらの工場はときには個人工場主よりもずっと高い利子を支払ったにもかかわらず、その利潤——他の労働者の賃金とまったく同じに投下可変資本の一部分をなしている管理者の賃金を引き去ったあとの利潤——は平均利潤よりも大きかった。利潤がより高かったことの原因は、これらのどの場合にも不変資本の充用上の節約がより大きかったということだった。しかし、ここでわれわれの興味をひくことは、ここでは平均利潤（＝利子・プラス・企業者利得）が、実際に、そして明瞭に、管理賃金には全然かわりのない大きさとして現われていることである。ここでは利潤が平均利潤よりも大きかったので、企業者利得も他の場合よりも大きかったのである。」

* この本文は1865年に書かれたのだから、ここに引用された収支計算書もせいぜい1864年までのものである。

——F・エンゲルス

（MEW, Band 25, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1964, S. 400～401, 大月書店版訳書, 485～487ページ）。

「労働者たち自身の協同組合工場は、古い形態のなかではあるが、古い形態の最初の突破である。といっても、もちろん、それはどこでもその現実の組織では既存の制度のあらゆる欠陥を再生産しているし、また再生産せざるをえないのではあるが。しかし、資本と労働との対立はこの協同組合工場のなかでは廃止されている。たとえば、はじめは、ただ、労働者たちが組合としては自分たち自身の資本家だという形、すなわち生産手段を自分たち自身の労働の価値増殖のための手段として用いるという形によってでしかないといえ。このような工場が示しているのは、物質的生産力とそれに対応する社会的生産形態とのある発展段階では、どのように自然的に一つの生産様式から新たな生産様式が発展し形成されてくるかということである。資本主義的生産様式から生まれる工場制度がなければ協同組合工場は発展できなかったであろうし、また同じ生産様式から生まれる信用制度がなくてもやはり発展できなかったであろう。信用制度は、資本主義的個人企業がだんだん資本主義的株式会社に転化して行くための主要な基礎をなしているのであるが、それはまた、多かれ少なかれ国民的な規模で協同組合企業がだんだん拡張されて行くための手段をも提供するのである。資本主義的株式企業も、協同組合工場と同じに、資本主義的生産様式から結合生産様式への過渡形態とみなしてよいのであって、ただ、一方では対立が消極的に、他方では積極的に廃止されているだけである。」（MEW, Band 25, S. 456, 大月書店版, 561～2ページ）。

諸国において発展してきたうえに、消費・流通・販売だけでなく、農業、工業、信用、保険、運輸(ただし鉄道を除く)、住宅、林業、漁業、医療、その他各種のサービスにわたる事業活動をおこなう協同組合がこれまで以上に多くなってきている。そしてICAは、1977年現在、65カ国、175の全国および地方の各種協同組合を加盟させ、約3億5,500万人の組合員を組織するようになった。⁽⁹⁾そして1984年現在、ICAの資料によれば、世界で74万をこえる協同組合が、4億9,996万4千人をこえる組合員を組織するようになった。⁽¹⁰⁾このように各種の事業活動をおこなう協同組合運動が全世界で発展してきているなかで、すでに指摘したように、ヨーロッパ先進諸国では、第2次世界大戦後、とくに1970年代資本主義諸国の構造的危機のもとで、長い間無視されていた労働者協同組合も急速に増大しはじめた。かつてウェッブ夫妻が労働者協同組合はもはや死滅したと宣言したイギリスでも、数多くの労働者協同組合が設立され、増加するようになった。⁽¹¹⁾

そこで、このようなヨーロッパ先進諸国の労働者協同組合の活動が、労働組合との地域的な結びつきによって、内容のある地域交流、地域共同行動、地域統一闘争を発展させるうえで、どのような意味をもちうるかについて考察するために、この労働者協同組合増大の諸条件を検討してみることしよう。

3

1970年代の資本主義諸国の構造的危機が、米ソ両大国を頂点とする核軍拡競争激化のもとで、つづいてきている現在、増大してきている労働者協同組合の活動は、新たな局面を経過しつつあり、この新たな局面には、消極的な側面と積極的な側面がある。

この新たな局面の消極的側面としては、個々の労働者協同組合、そして労働者協同組合全体が今後大打撃を受け、なかにはその存続すら困難になるという諸条件のもとにおかれているということが挙げられる。実際、労働者協同組合は、従来からその継続年数の短いものが多く、協同組合企業が今後倒産する危険性をはらんできている。というのは第1に、経済危機が深刻な事情のもとで、協同組合企業は、巨大な独占企業、多国籍企業との競争を余儀なくされるからである。第2には、協同組合原則から生ずる二つのハンディキャップが存在するからである。その一つは、私企業にはない出資配当制限があるということであり、もう一つは、組合員が何らかの形で意志決定に参画するという協同組合の民主的性格から、企業の意志決定が遅延するということである。このようなことが、協同組合企業をきわめて不利な立場においていることは明らかである。

だが、新たな局面の積極的側面としては、経済危機のもとでは、1929年の世界大恐慌とそれにつ

注(9)『西暦2000年における協同組合』日本生活協同組合連合会、13ページ。

(10) ICA資料(友貞安太郎「生活協同組合制度をめぐる諸問題」日本協同組合学会、1985年10月12日報告)。

(11) Prospect for Workers' Co-operative in Europe, volume I~III, Mutual aid Center, 1981, 参照。

労働組合運動と労働者協同組合

づく不況のもとでも若干みられたように、深刻な失業問題を解決する一つの方法として、協同組合的方式が多くとられざるをえなくなることが挙げられる。また、政府が深刻な財政危機に追いこまれてきているため、その対策として、国民が必要とする住宅、保健、その他多くの領域で財政支出を削減せざるをえなくなってきたので、それらの領域で、労働者協同組合がつくられる傾向が生まれてきているということが挙げられる。しかも構造的危機のもとで、とくに深刻な危機が進行している発展途上諸国でも、先進諸国以上に多くの労働者協同組合がつくられる傾向があるということが挙げられる。すでに、1966年に、ILOが「発展途上諸国の経済的および社会的発展における協同組合の役割に関する勧告」という第127号勧告を採択し、そのなかで「発展途上諸国の政府は、協同組合がその独立性に影響を受けることなく、経済的・財政的・法律的、その他の援助と奨励を受ける政策を策定し、実施すべきである。」⁽¹²⁾としていることは注目される。

以上のべたような労働者協同組合運動の新たな局面は、いうまでもなく、労働者協同組合が成長する可能性を示していると同時に、この可能性を現実性に転化する諸条件のきびしさを示している。ただ、このような新たな局面において、すでにのべたように、協同組合は、ますます多様な種類の事業活動をおこなわざるをえなくなってきたおり、しかも、従来のように、生産協同組合のほうが優位であるとか、消費協同組合のほうが優位であるとか、というような教条によるものではなく、地域住民のニーズによってもっとも緊急を要する種類の事業活動をおこなう協同組合がまずつくられ、地域住民のニーズに応じて多様な事業活動をおこなっていくようにしなければならなくなってきた。これは、最近の産業構造の変化などにもなあって地域住民の欲求が多様化し、しかも不均等になってきているためと思われるが、この点は、実態調査などによって実証されねばならない。だが、その原因はともあれ、かつてマルクスが、資本主義制度の土台を攻撃するという意味で、生産協同組合を消費協同組合より優位とする見解を示したが、この見解は、労働者協同組合を現代社会を変革する諸力の一つとして位置づけるかぎりでは、経済学的に十分検討されねばならないが、だからといって、当面労働者協同組合運動を現実発展させようとするかぎりでは、教条的に、生産協同組合を優先させるわけにはいかない。ましてや、マーチン・ブーパーのように、「商品の共同生産は、個々の消費のための共同仕入れよりも大衆をより強くひきつける。人間は本質的に消費者としてよりも生産者としての共同活動に卓越した積極性を示すものである。」⁽¹³⁾という社会学的にも根拠の薄弱な理由で、行きづまった消費協同組合運動の新たな方向を探索しようとすることは、現在では誤まっている。

つぎに、この新たな局面において、各国政府は、それぞれ全国レベルや地方レベルで開発計画をすすめているが、この開発計画に地域住民が多かれ少なかれ幻滅をいだくようになってきており、

注(12) International Labour Conventions and Recommendation 1919~1981, ILO, Geneva 参照。

(13) Buber, Martin, Paths in Utopia, Boston: Beacon Press 1953, p. 77.

それゆえこの地域住民のニーズにこたえるような計画を、労働者協同組合が労働組合と協力して、ときには地方自治体の協力を得てつくりあげ、その計画にしたがって多種多様な事業活動をおこなうことによって、労働者・地域住民の自己変革、さらに、労働組合、地域共同体の自己変革をすすめる役割をはたすようになってきている。その典型ともいえるべきものは、労働者協同組合がヨーロッパで増大する重要な契機となったスペインのモンドragon工業団地に出現した労働者協同組合の活動である。⁽¹⁴⁾ この活動こそは、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国およびアメリカ合衆国において、労働組合だけでなく、政党、政府、地方自治体までもが、自国を経済危機から救う方法として、協同組合、とくに労働者協同組合の活動に注目しはじめる契機ともなったのである。すでにのべたように、工場評議会が、3つの労働組合のナショナルセンターに所属する組織労働者と未組織労働者とを組織し、地区連合に結集して活動してきているイタリアでは、労働者協同組合が、工場評議会・労働組合と多様な共同行動を地域で展開し、「相互扶助」「連帯」の原理にもとづき、「自主管理」「民主的変革」の運動の一翼として、当面「危機への一つの解決策」、政府の「協同組合運動促進策」⁽¹⁵⁾を追求して発展してきている。

しかもこのような労働者協同組合は、消費、流通、生産、サービスなど、いろいろな種類の事業活動をおこなっている協同組合と並ぶもう一種類の協同組合なのではない。というのは、ヨーロッパ諸国で労働者協同組合が復活され、増加してきたのは、構造的危機のもとで、深刻な失業問題に直面して、雇用保障・就労保障を目的として労働者たちが自ら協同組合をつくって地域住民のニーズにこたえるいろいろな種類の事業活動をおこない、その協同組合企業で自ら働き、収入を得るようになってきているのであって、もう一種類の事業活動を新たにはじめたわけではないからである。

以上のように、ヨーロッパ諸国における労働者協同組合をみてくると、わが国では、労働者協同組合を、「現代社会を変革する諸力の一つとして」設立するよりも前に、すでに本稿の前半でのべてきたような、現在わが国労働組合運動を「停滞」「沈滞」におちいらせているわが国の労働組合の組織的弱点・ナショナルセンターを構成する産業別組織が企業別・事業所別単位組合の「産業別勢ぞろい」にすぎないという弱点を克服する一つの手段として、企業のわくをこえた地域組織、地方組織を確立する、内容のある地域交流・地域共同行動・地域統一闘争を発展させるために、労働者協同組合を設立し、発展させていくことが、当面重要な課題であると思われる。もちろんわが国の労働組合のもう一つの組織的弱点として、戦後復活された労働組合が、再生された生活協同組合をはじめとする各種の協同組合との結びつきがほとんどないままに現在にいたっているということが挙げられる。しかしわが国においても、労働者協同組合の萌芽形態ともいえるべきものが、労働組合との結びつきにおいて各地域に生成し発展してきている。そのなかでとくに注目されるのが、全日自

注(14) 佐藤誠編『協同組合の拓く町』芽生え社、参照。Thomas, Henk & Logan, Chris, Mondragon—an economic analysis—, George Allen & Unwin, 1982, 参照。

(15) オネリオ・ブランディーニ著、菅野正純訳『協同組合論』参照。

労働組合運動と労働者協同組合

労・建設一般という労働組合がつくりだしている中高年雇用・福祉事業団である。

戦後ただちに失業対策事業（失対）就労者を組織して長年にわたり失業者の就労闘争をつづけ、政府の失対打ち切りに対しては反対闘争を全国各地でくりひろげてきた全日本自由労働組合（全日自労）は、1970年にはいってから、建設現場の不安定就業労働者をも組織に加えて、全日自労・建設一般と改称し、失対再確立の闘いの経験から、失業者のための新たな「公的就労事業」確立をめざす中高年・雇用事業団を全国各地に約150つくりだし、全国協議会を結成するようになってきている。この事業団運動は、労働組合がただ失対打ちりに反対して政府を攻撃するだけでなく、失業者・中高年齢者が地域で自主的・自立的に事業団をつくって、地方自治体や民間・私企業から仕事を取り、これらの仕事を広く結合させて、事業活動をおこない、自らの働く場をつくりだすとともに、信頼される仕事をおこないながら、地域の労働組合と協力し、地域住民のニーズにこたえる新しい「公的就労事業」を政府・地方自治体に確立させていこうとするものである。このような事業団活動は、明らかに、いまヨーロッパ諸国において展開されている労働者協同組合運動と共通の性格をもっている。その事業活動は、ときには赤字の現場をかかえて事業団内部に対立がおこなえるなど、幾多の矛盾に直面しながらも、迂余曲折を経て発展してきている。そしてこの活動が、「民主的改革」をめざし、地域の労働者・住民、労働組合、地域共同体を自己変革させる運動を発展させる力となりつつあることは、否定できない。

そのほかに、わが国では、戦後の生産管理闘争以来、争議手段にすぎなかった労働組合の自主管理・自主生産、倒産企業の自主再建が、争議解決後も地域住民に支えられて、継続するようになってきている事例が多くなってきている。また、地方自治体の職員組合が、地域の民間・私企業の労働組合や生活協同組合、農業協同組合およびそこで働く者の労働組合などと提携して、上からの都市計画・開発計画とは異なる住民の要求にもとづく計画をつくり、これらを実施する事業活動をおこないつつあるなど、労働者協同組合に転化しうる萌芽的な運動が数多くつづけられるようになってきている。

以上のような労働者協同組合の萌芽形態ともいうべきものが成長して、わが国の労働組合の組織的弱点を克服しうるような地域組織、地区組織を確立する、内容のある地域交流・地域共同行動・地域統一闘争を発展させるためには、一言でいえば、「地域ぐるみ闘争」でなく、「地域づくり運動」のなかでのたたかいを発展させるには、いうまでもなく、多くの研究課題が残されている。第一には、ヨーロッパ先進諸国および発展途上諸国における労働者協同組合とその活動の実態をさらに深く研究することである。第二には、わが国における労働者協同組合の萌芽形態ともいうべきものを、実態調査によって、研究し分析することである。その際、ヨーロッパ先進諸国および発展途上諸国の労働者協同組合やわが国のその萌芽形態が、国家・地方自治体とどのような関係にあり、また、あるべきか、さらに、独占的大企業・多国籍企業と、国有・公有企業と、中小・零細企業と、他の

各種の協同組合と、民間・私企業で働く労働者の労働組合と、国有・公有企業で働く労働者の労働組合と、国家・地方自治体公務員の労働組合と、他の各種の協同組合内で働く労働者の労働組合と、そして労働者協同組合自体の中で働く労働者の労働組合とどのような関係にあり、また、あるべきか、について理論的にも実証的にも明らかにする必要がある。そしてこれらの諸関係のなかで、労働者協同組合自体の事業活動のあり方、労働者協同組合企業の経営のあり方を研究する必要がある。

ここでとくに労働者協同組合企業の経営のあり方を研究しなければならないのは、労働者協同組合運動をすすめてゆくかぎり、資本主義的私企業でも、国有・公有企業でもない第3の道として協同組合企業の経営のあり方を追求していかなければならないし、その経営は幾多の困難をともなわざるをえないからである。

従来から協同組合運動の指導者や理論家たちは、協同組合を、経済的目的と社会的目的をもった二重の企業としてとらえてきた。そして1980年ICA第27回大会においてコーディネイターだったA. F. レイドロウによって討議資料として提出された『西暦2000年における協同組合』の中でも、そのようにとらえられている。しかし「協同組合が、経済的および社会的目的をもっているとはいえ、それは第一義的には経済的であり、存続するためには企業として成功しなければならない。商業上の意味で失敗した協同組合は、特に事業を閉鎖しなければならないような場合には、社会的分野における積極的な影響力とはなりえない。このように経済的目的と社会的目的はコインの裏表であるが、健全な事業体としての生存能力が第一義的な要求とならなければならない。」⁽¹⁶⁾と指摘している。戸木田嘉久氏は、これとはやや異なった視点から、協同組合には「組織体としての側面と経営体としての側面」があるとされ、「組織体としての協同組合」が基本であるという立場から、「協同組合が「経営体」としての「事業活動の範囲をこえて、公害食品の追放運動、国民生活擁護のための制度的要求のたたかい、自由と民主主義をまもるたたかい、政治革新をめざす統一戦線への参加など、さまざまな課題にも積極的にとりくむことが期待される。」⁽¹⁷⁾と主張されている。この主張は、「対外的運動」において、協同組合が、労働組合、政党と協力する役割の重要性を強調されたものとして注目されるが、これは協同組合の社会的目的から必然的に協同組合に課される任務ではあるが、協同組合の社会的目的それ自体は、組合員および地域住民などの欲求を充足させることによって実現されるものであり、そのためには、「経営体」として経済的目的を実現する健全な事業活動をおこなわなければならない。それは、経済的目的と社会的目的を実現する「内発的運動」を展開していくことであり、このことが「対外的運動」への参加を可能にし、拡大していくのである。もちろん協同組合が「内発的運動」を展開していけば、これを妨害したり、体制的に「統合」したりするような動きが出てくるかぎり、「対外的運動」に積極的に参加していかざるをえない。けれ

注(16) 前掲『西暦2000年における協同組合』83ページ。

(17) 戸木田嘉之「経済民主主義と協同組合運動」『生活協同組合と現代社会』法律文化社、1978年、30～32ページ。

労働組合運動と労働者協同組合

ども「対外的運動」をもっぱらすめる労働組合などと協同組合は区別される必要がある。イタリアの全国協同組合・共済組合連盟会長オネリオ・ブランディーニも、「協同組合と労働組合、政党を区別する要素は何であろうか？ この要素が『企業活動』である。……労働組合も政党も、企業活動をその根本目的としているわけではない。——彼らは、それを、せいぜい別の一般的な、原則的な目的に対して、副次的な活動として展開しているのである。協同組合にとっては、反対に、企業として活動することは、その建設目的の一つであり、それなしには、固有の意味での協同組合を語ることさえできない特徴の一つである。」⁽¹⁸⁾とのべている。

要するに、労働者協同組合運動を 発展させ、「地域づくり運動」のなかでのたたかいを 発展させるための重要な課題は、現代社会の複雑な諸関係のなかでの協同組合企業の経営のあり方を研究することである。（1985年10月執筆）

（経済学部教授）

注（18） 前掲ブランディーニ『協同組合論』23ページ。